

# 建設工事の内訳書に関する取扱いについて

下呂市役所 総務部財務課

## 第1 目的

建設工事の内訳書（以下「内訳書」という。）については、かねてより競争入札において発注する全ての建設工事で提出を求めてきたところであるが、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）が全面的に施行されたこと等を踏まえ、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、今後は建設工事の内訳書に関する取扱いの対象を拡大し、明示すべき項目の記載を求めたうえで、積算と比較し明示すべき項目に相当する額が適切に計上されていることを確認することとする。

## 第2 対象工事

工事請負契約約款を使用する全ての建設工事

ただし、法定福利費について概算額の算出が困難であるものについては、法定福利費のみ算出及び確認の対象から除外する。

## 第3 提出方法及び期限

(1) 電子入札システムにて入札を行う場合
公告文又は指名通知書等に指定された期限までに入札書とともに内訳書の電子データを添付すること。なお、電子データはExcel (Microsoftのメインストリームサポート又は延長サポート期間内のバージョンを使用すること。)又は、PDF (PDFの作成には、開発元のサポート期間内にある最新の作成ソフト)形式とすること。 ただし、ファイル容量等の問題により電子データでの提出ができない場合には、書面により提出を求めます。
(2) 書面により入札を行う場合
システムの不具合等により書面で入札に参加する者は、市が指定する日時に入札書とともに内訳書を提出してください。ただし、下呂市電子入札運用基準第1により事前に書面での参加を認められた者に限ります。
(3) 見積書の徴収を行う場合
見積通知書等に指定された期限までに入訳書を提出してください。

#### 第4 内訳書の作成等に当たっての留意事項

内訳書の作成等に当たっては、下記の留意事項を厳守してください。

- ・内訳書の様式は、下呂市が入札公告の際に内訳書の様式を提示した場合については、可能な限りその様式を使用してください。ただし、記載内容を満たしていれば任意の様式でも構いません。
- ・内訳書に「工事番号」「工事名」「会社名」を明記すること。
- ・内訳書の提出について、これを書換え、引替え又は撤回をすることができないこと。
- ・次の必須要件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。

- ① 内訳書の合計金額と入札額が一致していること。
  - ・内訳書の税抜き合計額（工事価格）と入札書記載の入札金額が一致していること。
- ② 記載すべき項目を満たしていること。
  - ・当該工事の工事番号、工事名及び会社名が記載されていること。
- ③ 一括値引きがないこと。
  - ・内訳書税抜き合計額（工事価格）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。（各項目で値引き・調整されているものは可とする。）
- ④ 端数調整・処理がないこと。
  - ・入札書記載の金額が内訳書の税抜き合計額（工事価格）の端数を調整・処理された金額になっていないこと。ただし、千円未満の端数は除きます。
- ⑤ その他、内訳書としての項目を満たし、不備がないこと。
  - ・直接工事費（仕様書に示す直接工事費の内訳は必須）、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の計が内訳書税抜き合計額（工事価格）と一致していること。
  - ・積算内訳書に「材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費」の5項目すべての記載があること。（建設工事に限る。）

※記載がない場合は、令和8年6月1日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から無効とする。

  - ・記載漏れや違算等がないこと。

#### 第5 内訳書の審査等

提出された内訳書が、公正かつ適正に見積もられていることの確認は契約担当課又は設計担当課等が行います。また、確認にあたり、必要があると認められる場合は、内訳書の提出者に説明を求めると及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めます。

#### 第6 提出された内訳書の取扱いについて

- (1) 提出された工事費内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管します。
- (2) 必要に応じて、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等へ提出することがあります。

第7 内訳書の不備で入札が無効となった者の取扱いについて

入札が無効となった場合には、別記様式第1号により無効となった旨の通知を行います。ただし、内訳書の不備で入札が無効になっても談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止等の措置は行いません。

第8 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の内訳書に不備が判明した場合の措置について

落札候補者の内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとしします。

第9 適用日について

令和8年6月1日以降。

